

(仮称) 八戸市福祉のまちづくり条例

制定の経緯及び制定に係る体制

< 制定の経緯 >

社会背景 (参考 1 参照)

少子高齢化の急速な進行
一世帯あたりの家族数の減少
地域の相互扶助機能の低下
新たな地域課題の社会問題化
(自殺の増加、高齢者の孤独死、児童・高齢者等への虐待、DV、ひきこもり など)
地域活動の活発化
(NPO、ボランティア、地域コミュニティ、福祉サービス事業者 など)



社会福祉事業法から社会福祉法へ
(平成12年度)
行政による保護救済「措置制度」
利用者本位の福祉制度

地方分権等の進展
国の権限を地方公共団体へ
地方公共団体と住民との関係見直し
(住民自治)



これまでの福祉
国が制度を設計し、地方公共団体が
窓口となっている。
給付中心の行政サービス

これからの福祉
地方公共団体が、それぞれの実状に
合わせて国の制度を補完する施策が求
められている。

条例の趣旨

当市の健康福祉施策は、主に対象者別に策定された計画により推進している。

「健康はちのへ21」

「地域保育計画」

「エンゼルプラン」

「次世代育成支援行動計画」

「高齢者保健福祉計画」

「介護保険事業計画」

「障害者計画」

「地域福祉計画」

個別に施策を推進するだけでなく、それぞれを連携して総合的に福祉のまちづくりを推進する必要がある。

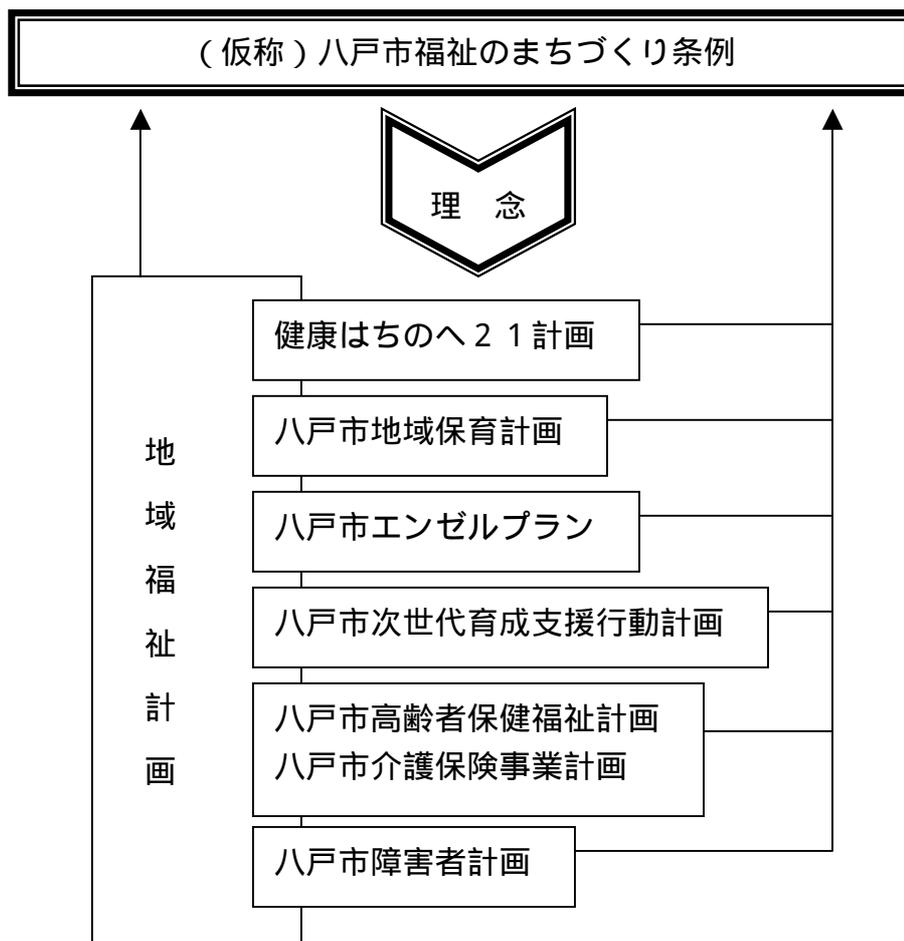


当市の福祉への取組みの指針となる

(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例

を制定する。

条例と各種計画との関係



< 制定に係る体制 >

検討委員会の他、条例案原案を作成するワークショップ、ワークショップへの助言等を行う関係課長会議を組織し、制定作業に当たります。また、検討委員会と並行して、市民説明会の開催やパブリックコメントの実施、検討経過のホームページによる公表など、可能な限り市民の意見を徴収します。

